

役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人アニマル・ドネーション（以下「当法人」という。）の定款第27条の規定に基づき、当法人の役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給額)

第3条 当法人は、役員の職務執行の対価として、社員総会の決議に基づき次に定める報酬等を支給する。

- (1) 役員に対する報酬等は、社員総会又は理事会への出席の都度、1日あたり各3,000円を支給する。ただし、同一の日に社員総会及び理事会にそれぞれ出席した場合であっても、3,000円とする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、監事に対しては、監査及び行政庁による立入検査の立会ごとに1日あたり各3,000円を支給する。

(退職手当等)

第4条 当法人は、役員に対し、前条に定める報酬等以外には、退職手当及び賞与その他これらに類する一切の手当てを支給しない。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬等は現金をもって本人に支給する。但し、現金の支給に代えて、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むこともできる。

(費用)

第6条 当法人は、役員がその職務の執行に要する交通費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の実費相当額を費用として支給することができる。

(費用の支払方法)

第7条 費用等は現金をもって本人に支給する。但し、現金の支給に代えて、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むこともできる。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものである。

(改定)

第9条 この規程の改定は、社員総会の決議により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議によって定めるものとする。

附則

この規程は、平成26年12月20日より施行する。